

Q6-10.請負契約に対する課税について教えてください。

請負契約とは当事者の一方(請負人)がある仕事の完成を約し、相手方(発注者)がこれに報酬を支払うことを約束することによって成立する契約をいい、工事請負契約、役務請負契約などがあります。請負契約に対する課税につき、設例(工事請負契約)を用いて説明いたします。

日本の会社が、台湾での請負工事を行う場合や台湾での機器の設置業務などを行う場合、支店を開設するか、工事事務所を設置するか、本社が直接行うかの3つの選択肢が考えられます。どの形態で行うかは、政府関係の入札などでは入札条件により支店の開設が必須とされたり、工事事務所の設置が要求されたりしますので、入札条件に十分注意する必要があります。

工事契約(請負契約)においては、機器や部材を台湾外から調達し、据付業務を台湾で行うというのが典型的なパターンですが、外国から輸入した機器・原料の販売部分に関しても原則として台湾源泉所得として据付業務部分とともに契約総額が台湾源泉所得として扱われ、法人税の課税対象となります。支店がある場合は、支店が確定申告を行うこととなりますが、工事事務所を設置している場合は、下記の課税方式が考えられます。

1. 源泉徴収

原則として機器・材料代金を含めた総額の20%が源泉徴収対象となります。しかし、建設工事請負の場合は、所得税法第25条によるみなし利益率の適用を申請することが可能であり、認可を受ければ総額の15%を課税所得とみなして税額を計算することができます。この場合、税額は契約総額の3%(みなし利益率15% × 源泉徴収税率20%)となります。

2. 申告納税

申告納税方式による場合においても、所得税法第25条の適用が可能です。この場合、収入総額の15%を課税所得とみなし、法人税率17%により税額を計算しますので、収入総額の2.55%(みなし利益率15% × 法人税率17%)が納付すべき税額となります。また、課税所得をみなし所得ではなく、実際の所得に基づいて計算することも可能ですが、この場合、実際の発生原価の妥当性を外部証憑類、日本の公認会計士による証明書などにより立証する必要があります。

よって、実際の利益率が3%あるいは2.55%よりも低い場合などに、実際の所得ベースでの申告をした結果、一部のコストが否認され結果としては課税額が多くなってしまうというリスクがありますので、コストの証憑類をそろえることや公認会計士の証明書の入手することに要する手間とコストを勘案して納税の方式を慎重に選択する必要があります。

なお、支店設立も工事事務所設置もされていない場合、原則的には上記1.の源泉徴収となりますが、台湾内に営業代理人を指名することで工事事務所のある場合と同様に上記2.の申告納税方式を選択することも可能です。支店および工事事務所は統一発票を発行することができ、台湾内での仕入にかかる営業税額は仕入税額控除が可能です。しかし、支店も工事事務所もない日本本社のみ状況では、台湾内の仕入にかかる営業税の仕入税額控除はできないため、費用負担が増加します。

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や資誠聯合会計事務所(PwC台湾)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。